第10次厚木市総合計画基本構想(案)に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

平成21年度にスタートした第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」が、令和2年度に計画期間を終了することから、令和3年度を始期とする新たな総合計画の策定を進めています。

本件は、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とする第10次厚木市総合計画 基本構想(案)について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市 市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施するものです。

- 2 パブリックコメント手続の対象 第10次厚木市総合計画基本構想(案)
- 3 パブリックコメント手続実施の周知方法
 - (1) 広報あつぎ (9月1日号) への掲載
 - (2) 厚木市ホームページへの掲載(9月1日から)

4 資料の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和2年9月1日から令和2年10月1日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 厚木市役所 本庁舎4階 企画政策課
- (2) 市役所本庁舎 1階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター(各公民館)及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ (アミューあつぎ6階)
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和2年9月1日(火)から10月1日(木)まで

※ 郵送の場合は、期間末日の消印まで有効とします。

- 6 意見等提出資格
 - (1) 市内に居住する方
 - (2) 市内に通学し、又は通勤する方
 - (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
 - (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

- (1) 持参する場合
 - ア 市役所本庁舎4階 企画政策課の窓口へ直接提出
 - イ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
 - (イ) 各地区市民センター(各公民館)及び上荻野分館
 - (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ (アミューあつぎ6階)
- (2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市政策部企画政策課計画調整係 宛て

- (3) ファックスで送信する場合 ファックス番号 046-225-3732
- (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1100@city. atsugi. kanagawa. jp

※ 電子メールの件名「第10次厚木市総合計画基本構想(案)パブリックコメント意 見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、第10次厚木市総合計画基本構想の策定に当たって参考とします。 なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、 後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。
- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。